

- 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づく計画に係る農業振興地域制度及び農地転用許可制度との調整について（平成 30 年 3 月 1 日付け 29 農振第 1771 号農林水産省農村振興局長通知）

（最終改正：令和 5 年 4 月 1 日 4 農振第 3639 号）

農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和 46 年法律 112 号）第 4 条第 1 項に規定する基本計画及び同法第 5 条第 1 項に規定する実施計画に係る農業振興地域制度及び農地転用許可制度の運用については、下記事項に留意の上、同法に基づく農村地域への産業の導入が適切かつ円滑に行われるよう配慮されたい。

記

第 1 基本計画に係る運用

都道府県の農業振興地域制度担当部局及び農地転用許可制度担当部局（以下「都道府県農業担当部局」という。）は、都道府県の農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和 46 年法律 112 号。以下「農村産業法」という。）担当部局から、同法第 4 条第 1 項に規定する基本計画（以下「基本計画」という。）の作成又は変更に当たり確認等を求められたときは、次のように確認の上、必要な調整を行うことが適当である。

- 1 産業導入地区の区域の設定及び見直しの考え方並びに農村地域への産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する方針の内容が、農村地域への産業の導入に関する基本方針（平成 29 年 8 月 25 日付け厚生労働省、農林水産省、経済産業省官庁報告。以下「基本方針」という。）1（3）において示された土地利用の調整に関する方針の内容に適合し、地域の実情を踏まえて具体的に記載されていることを確認する。
- 2 1 による確認に当たり、都道府県農業担当部局は、土地改良事業の実施及び計画に係る状況について、都道府県の土地改良事業担当部局に確認するとともに、必要に応じて当該部局を通じて市町村の土地改良事業担当部局にも確認することが望ましい。確認の結果については、都道府県の農村産業法担当部局に

連絡するとともに、当該部局を通じて市町村の農村産業法担当部局にも連絡することが望ましい。

第2 実施計画に係る運用

1 市町村における調整

市町村の農業振興地域制度担当部局及び農業委員会（農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項に基づき農林水産大臣が指定する市町村（以下「指定市町村」という。）にあっては、当該市町村の農地転用許可制度担当部局を含む。以下「市町村農業担当機関」という。）は、市町村の農村産業法担当部局から、農村産業法第5条第1項に規定する実施計画（以下「実施計画」という。）であって、同条第2項第1号に規定する産業導入地区（以下「産業導入地区」という。）の区域に農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）第8条第2項第1号に規定する農用地区域（以下「農用地区域」という。）内の土地又は農用地区域外の農地若しくは採草放牧地（農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地をいう。以下同じ。）を含むものの作成又は変更に当たり確認等を求められたときは、次に掲げる事項についてそれぞれ確認の上、必要な調整を行うことが適当である。

特に、（3）②、④及び⑤に掲げる事項の確認に当たっては、市町村農業担当機関は、当該市町村の区域内における土地改良事業の実施及び計画に係る状況について、市町村の土地改良事業担当部局に確認し、必要に応じて、産業導入地区と土地改良事業の実施地区又は予定地区との調整を行うことが適当である。

(1) 産業導入地区の区域

基本方針1（3）に基づき、産業導入地区の設定に当たり、過去に造成された工業団地等の活用されていない土地の把握状況等を踏まえ、こうした用地の活用が優先されているか否かを確認する。また、こうした用地が存在するにもかかわらず、当該用地を活用しないこととする場合には、その理由がやむを得ないものであることを確認する。

また、産業導入地区の区域について、（2）及び（3）により確認を行った上で、農用地区域内の土地を含む場合は、当該土地の地番及び用途区分（農

振法第8条第2項第1号に規定する農業上の用途区分をいう。以下同じ。) ことの面積が同条第1項に規定する市町村の農業振興地域整備計画における地番及び土地の用途区分と整合することを確認する。農地又は採草放牧地を含む場合は、農用地域内にあるか否かにかかわらず、当該土地の地番及び地目別面積が農地台帳における地番及び面積と整合することを確認する。

(2) 導入すべき産業の業種及びその規模

基本方針1(3)に基づき、当該産業導入地区における導入すべき産業(以下「導入産業」という。)の業種、事業所数、施設用地の面積等が、産業導入地区への立地を想定している事業者の具体的な立地ニーズや事業の見通しに照らして必要最小限のものであること、事業者が立地を取りやめるおそれや立地後すぐに撤退するおそれが認められないこと等を確認する。

(3) 産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する事項

① 農用地域外での開発を優先すること

基本方針1(3)アに基づき、市町村の区域内の都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項に規定する市街化区域又は同法第8条第1項に規定する用途地域内の土地その他農用地域外の土地の活用が優先されているか否かを確認する。また、こうした用地があるにもかかわらず、当該用地を活用しないこととする場合には、その理由がやむを得ないものであることを確認する。

なお、やむを得ない理由の判断基準としては、例えば、既存の工場及び工業団地の敷地の拡張を行う場合において、生産拡大のためにこれと関連のある既存の生産ラインを増設することが必要であることその他の既存施設と一体的な土地利用が必要かつ適当と判断され、拡張用地の位置選定に任意性がないことなどが考えられる。

また、道路、排水環境等のインフラ整備の状況や、増設される施設が周辺に振動や騒音の影響を与えるなどの当該施設の特異性が、拡張用地の位置選定に当たって考慮すべき事項となる場合もあると考えられる。

② 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

基本方針1(3)イに基づき、農用地(農振法第3条第1号に規定する

農用地をいう。以下同じ。)において導入産業の用に供する施設を整備することにより、周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用への支障が生じることがないことを確認する。具体的な支障の例としては、次に掲げる場合が挙げられる。

- a 農用地区域内における農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤法」という。）第 19 条第 1 項に規定する地域計画（以下「地域計画」という。）の達成に支障が生ずる場合
 - b a に掲げるもののほか、高性能農業機械による営農、農業生産基盤整備事業の実施、農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号。以下「農地中間管理事業法」という。）第 2 条第 3 項に規定する農地中間管理事業をいう。以下同じ。）等の農地流動化施策の推進等への支障が生ずる場合
 - c 農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障が生ずる場合
 - d 農用地区域内の土地の保全又は利用上必要な施設の用地及びその周辺の農用地が農用地等以外の用途に供されることにより、
 - (a) ため池、排水路、土留工、防風林等の農用地区域内の土地の保全上必要な施設の毀損による土砂の流出・崩壊、洪水、湛水、飛砂、地盤沈下等の災害の発生
 - (b) 農業用排水施設等の農用地区域内の土地の利用上必要な施設への土砂等の流入による排水の停滞や汚濁水の発生等の周辺の土地改良施設の機能への支障が生ずる場合
- ③ 面積規模が最小限であること
- 基本方針 1（3）ウに基づき、産業導入地区の区域として設定する面積が、導入産業の用途に供するために必要最小限の面積であることを確認する。
- ④ 面的整備（区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓）を実施してから一定期間を経過していない農用地を含めないこと
- 基本方針 1（3）エに基づき、土地改良事業等で、区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓に該当するものを実施した農用地であって、当該事

業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過していないものが、産業導入地区の区域に含まれていないことを確認する。

このほか、土地改良事業等で、農業用排水施設の新設若しくは変更又は客土、暗きょ排水その他の土地の改良若しくは保全のために必要な事業が現に施行されている土地を産業導入地区に含む場合にあっては、それらの施行者の同意が得られていることを確認する。

⑤ 農地中間管理機構関連事業の取組に支障が生じないようにすること

基本方針1(3)オに基づき、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項(基盤法第22条の6第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)の規定により行う土地改良事業(以下「農地中間管理機構関連事業」という。)として農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農用地であって、農地中間管理事業法第2条第5項に規定する農地中間管理権(以下「農地中間管理権」という。)の存続期間(土地改良法第87条の3第1項の規定により都道府県が地域計画の区域内において土地改良事業を行う場合においては、農地中間管理機構(農地中間管理事業法第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。)が委託を受けている農業の経営又は農作業に係る委託の期間を含む。以下同じ。)が満了してないもの又は農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農用地が、産業導入地区の区域に含まれていないことを確認する。

農地中間管理権の存続期間が満了した農用地を産業導入地区の区域に含めようとする場合においては、①から④までの考え方に基づき土地利用調整が行われており、当該農用地を産業導入地区の区域に含める理由がやむを得ないものであることを確認する。

また、農地中間管理事業法第8条第2項第1号に規定する農地中間管理事業を重点的に実施する区域(以下「重点実施区域」という。)内の農用地以外の土地の活用が優先されていることを確認する。重点実施区域内の農用地を産業導入地区の区域に含めようとする場合には、その理由がやむを得ないものであることを確認する。

2 市町村と都道府県との調整

- (1) 農村産業法第5条第5項において、実施計画は基本計画の内容に即するものでなければならないこととされている。また、同条第6項に基づき、市町村は、実施計画を作成又は変更しようとするときは、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならないこととされている。

当該協議を円滑に行う観点から、市町村農業担当機関及び都道府県農業担当部局は、あらかじめ、次のように調整することが望ましい。

- ① 市町村農業担当機関は、1により確認等を行った実施計画の案を都道府県農業担当部局に送付する。
- ② 都道府県農業担当部局は、市町村農業担当機関から実施計画の案の送付があった場合には、その内容が基本計画の内容に即するか否かを確認し、都道府県の農村産業法担当部局と調整の上、その結果を市町村農業担当機関に送付する。
- ③ 都道府県農業担当部局からの確認結果の送付を踏まえ、市町村農業担当機関は、実施計画の案の内容が基本計画の内容に即するものとなるよう、十分に調整を行う。

3 実施計画の都道府県知事の同意

農村産業法第5条第6項の規定に基づき、市町村が作成した実施計画に都道府県知事が同意する場合には、地域の実情に応じた産業振興、地域全体の農業振興等の土地利用調整の観点を踏まえ、地域の実態に即して総合的に判断することが望ましい。

第3 農業振興地域整備計画の変更及び農地転用許可に係る運用

- 1 農村産業法第5条第6項の規定による同意を受けた実施計画（以下「同意実施計画」という。）に基づく産業導入地区における導入産業の用に供する施設の整備に当たり、当該施設の用地に農用地区域内の土地が含まれる場合には、農用地区域からの除外が必要であり、農地又は採草放牧地が含まれる場合には、農地転用許可が必要である。また、農用地区域からの除外は、産業導入地区のうち施設用地の区域について行うべきものであり、施設整備が具体化した段階で行うことが適当である。

これらの場合において、農用地区域からの除外については、農業振興地域の

整備に関する法律施行令（昭和 44 年政令第 254 号。以下「農振法施行令」という。）第 8 条第 1 項第 3 号柱書に規定する要件を満たしているものとして、都道府県知事の同意を得なければすることができない。また、農地転用許可については、農地法第 4 条第 6 項第 3 号から第 5 号まで並びに第 5 条第 2 項第 3 号から第 5 号までに規定する不許可事由に該当しないものでなければ、農地転用許可権者は行うことができない。

このため、市町村農業担当機関は、事業者による施設整備の円滑な実施の観点から、市町村の農村産業法担当部局と連携し、実施計画の作成又は変更に当たり市町村と事業者が調整した立地スケジュール等を踏まえ、事業者が施設を整備するための事業計画等について検討を開始する段階から、施設整備の構想に係る事業者からのヒアリング等を通じて、事業計画等の内容が農用区域からの除外及び農地転用許可の要件を満たしたものなるよう、次のように調整することが望ましい。

(1) 市町村農業担当機関は、当該施設を整備することにより、日照、排水等に関して周辺の土地の農業上の利用に支障を及ぼすおそれがないこと、土砂の流出又は崩壊その他の周辺の農地に係る災害を発生させるおそれがないこと、土砂等の流入による用排水の停滞、汚濁水の発生等により土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと等を確認するため、事業者が当該産業導入地区での施設整備に向けて検討している施設の種類及び規模、道路及び水路の計画幅員及び延長、施設ごとの取水排水計画等に係る構想の内容を確認の上、事業者と必要な調整を行う。

また、当該施設用地に係る農地転用が確実に行われると認められるか否かについて、事業者が当該産業導入地区で施設を整備するに当たり作成している資金計画等により確認する。

(2) (1) による事業者との調整等を行った上で、市町村農業担当機関は、農用区域からの除外及び農地転用許可を行うことが適当と判断した根拠を示す資料等を都道府県農業担当部局に送付し、当該施設の用に供する土地が農振法施行令第 8 条第 1 項第 3 号柱書に規定する要件を満たしていること並びに施設整備の内容が農地法第 4 条第 6 項第 3 号から第 5 号まで並びに第 5 条第 2 項第 3 号から第 5 号までに規定する不許可事由に該当しないことについ

て確認を求め、必要な調整を行う。ただし、指定市町村の農業担当機関にあつては、農地転用許可に係る都道府県農業担当部局との調整は要しない。

- 2 都道府県知事は、市町村から同意実施計画に基づく施設の整備に係る農業振興地域整備計画の変更の協議があつた場合において、1により既に調整を了しているときは、その内容が同意実施計画及び1により行った調整の結果に即していることを確認した上で、速やかに同意の回答を行うことが望ましい。
- 3 農地転用許可権者及び農業委員会は、事業者から同意実施計画に基づく施設の整備に係る農地転用許可申請があつた場合において、1により既に調整を了しているときは、その内容が同意実施計画及び1により行った調整の結果に即していることを確認した上で、農地転用許可に係る事務処理を特に速やかに行うことが望ましい。